

令和7年度 特別警報・警報・注意報発表、警戒レベル発令時にかかわる登下校について

1. 児童が登校する以前に、警報（すべての）が発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合

- ① すべて解除されるまで登校させず、家庭で待機させてください。
 - ② 始業時刻の1時間前（午前7時15分）までに解除された場合は、平常通り授業を開始しますので、安全を確かめて登校させてください。
 - ③ 始業時刻の1時間前から正午まで（午前中）に解除された場合は、解除後1時間たってから授業を開始します。安全を確かめて間に合うように登校させてください。午前授業とするか、昼食をどうするか等の指示は、状況に応じてお知らせします。
 - ④ 正午を過ぎてから（午後）に解除された場合は、学校を休業とします。
 - ⑤ 土曜日等の午前中だけの教育活動については、始業時刻に発令されている場合は学校を休業とします。
 - ⑥ 午前中に解除されても、通学路が危険な場合や自宅の被害が著しい場合は、学校へ連絡して、自宅待機してください。
- ※岐阜市教育委員会による給食カット、気象庁や岐阜地方気象台等による警報及び警戒レベル3以上の解除の見通しをもとに、上記に限らず判断する場合は、保護者向けメール配信でお知らせします。

2. 児童が登校してから強風注意報・暴風警報が発表された場合

- ① 強風注意報発表時等の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況等を判断して、授業を中止し、職員の見届けのもと、下校させることがあります。
- ② 暴風警報発表時等の気象状況（台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内の安全な場所で待機させ、保護者に引き渡します。安全を確かめて、迎えに来てください。引き渡し訓練で方法を周知します。

※登校を見合わせる場合や、授業を中止して下校する場合、帰宅状況を確認する場合、保護者に引き渡しを実施する場合など、緊急の対応をする場合は、保護者向けメール配信等で家庭に連絡します。場合によっては、アンケート機能付きのメールを配信して、その回答で状況等を確認します。

※強風注意報・暴風警報の発表が予想される時には、給食が提供できない場合があります。また、時間を早めて簡易給食にしたり、給食を食わずに下校したりする場合があります。

3. 児童が登校してから警報（大雨・洪水・大雪等）・記録的短時間大雨情報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合

- ① 発表時又は発令時の気象状況や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内及び各教育施設の最も安全な場所で待機させ、保護者に引き渡します。
- ② 通学路が危険な場合や自宅の被害が著しい場合は、学校へご連絡ください。

4. 特別警報（市全域に大規模な災害発生が予想される）が発表された場合

- ① 特別警報が発表されたら、「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」などの児童の安全を最優先した措置をとります。ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すことがあります。

5. お願い

- ① 注意報や警報の発表時に学校への電話の問い合わせは、重要な連絡が取りにくくなりますので、ご遠慮ください。
- ② 地域の被害状況など、登下校の安全にかかわる情報提供にご協力ください。
- ③ 注意報や警報の発表や災害発生が予想される場合は、気象情報等の状況把握と保護者向けメールの受信の準備に努め、児童の帰宅や引き渡しを想定した対応をご準備ください。